

和歌山県公共工事入札監視委員会第73回定例会議 議事概要

開催日及び場所	令和元年11月13日(水) 13:30~15:00 和歌山県自治会館 304会議室	
出席委員氏名	遠藤桂介(委員長) 沖本易子(副委員長) 坂田初美 田上順子 永瀬節治 三岩敬孝	
審議対象期間	令和元年7月1日 ~ 令和元年9月30日	
抽出案件	総件数 2件	議事
一般競争入札	—件	○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の認定の経緯等審議 ○意見交換会
条件付き 一般競争入札	2件	
通常指名競争入札	—件	
随意契約	—件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【入札及び契約手続の実績状況等報告】</p> <p>1. A委員 見積徴収業者数について、緊急の随意契約は、緊急のため1者というのはわかるが、緊急の随意契約ではないもので、見積徴収業者数が1者というのは何か事情があるのか。</p> <p>2. B委員 落札率が高かった工事で、応札業者数が17者あり、そのうち16者が最低制限価格を下回っているものがあるが、最低制限価格の設定が適切だったのか。</p> <p>3. C委員 4回も不調不落が続き、5回目で落札決定した案件がある。こういった案件はあまりないと思うが、人気がないのか、特殊な工事の性格からこういった状況になるのか。</p>	<p>1. 不落による随意契約において、応札者が1者の場合は、その応札者と契約し、応札者がいない場合は、建設業協会等に依頼し、請負可能業者を探して契約をしているため、見積が1者になることが多いと考えている。【事務局】</p> <p>2. 県では、算定した最低制限価格に、工事では0.9850から1.0150の範囲で発生するランダム係数をかけて最低制限価格を決めている。そのため、この範囲内に応札が集中すると思われるが、その数字が1.0150に近いと応札額が最低制限価格より下になる事業者が多くなる。その結果、高値落札となったものと考えている。今回のランダム係数は、1.0094と比較的高いものとなっている。【事務局】</p> <p>3. 全体的に紀の川流域下水道那賀・伊都浄化センターに係る工事については、1回で落札者が決まるのが少ない。参加可能事業者が、全国規模でみても20者程度しかいないものが多く、技術者の問題などで参加者が少ない事案であったと考えている。【那賀振興局建設部】</p>
<p>【条件付き一般競争入札】</p> <p>○西川河川整備工事</p> <p>1. D委員 予定価格の事後公表とはどのようなことか。</p>	<p>(発注機関：日高振興局建設部)</p> <p>1. 予定価格は事前公表するものと事後公表するものがあり、入札を行う前にその価格を公表するものが事前公表、入札を行うときには公表しないが、入札終了後に公表するものが事後公表で、事前公表は最低制限価格などが</p>

意見・質問	回 答
<p>2. C委員 川の護岸工事では、普通は陸からすると思うが、作業船を使う必要性が何かあったのか。</p>	<p>類推しやすい状況にあり、事後公表は積算能力に長けた事業者でなければ分かりにくい制度になっている。</p> <p>2. すでに背後の道路から施工した部分があるが、今回の工事部分は、背後の陸や道路を利用できないため、河川の中央部を掘り、船を入れて、作業船で工事を行う。</p>
<p>【条件付き一般競争入札】 ○紀の川流域下水道伊都浄化センター非常用自家発電設備更新工事</p> <p>1. A委員 2回目と3回目の入札で調査基準価格が変わっているが、何か見直しを行ったのか。</p> <p>2. C委員 初めにこの設備を設置した業者に落札者が決まってしまうように見えるが、初めにこの設備を設置した業者が今回落札者となった業者であったのか。</p> <p>3. E委員 どうしても設備系の工事については、最新の技術をもっている会社に限られ、最初に設置した会社でなければ更新できないような状況が想定される。難しい問題とは思いますが、県ではどのような対策を行っているのか。</p>	<p>(発注機関：那賀振興局建設部)</p> <p>1. 2回目の入札で、入札は成立したため、事後公表の予定価格を公表したが、最終的に落札まで至らなかった。3回目の入札で、同じ予定価格では問題があるため、設計を見直した。</p> <p>2. 初めにこの設備を設置した業者と今回落札者となった業者は異なる。</p> <p>3. 修繕となると元の設備を残したまま工事を行うことになるので、最初に設置した会社でなければできないということが考えられ、それを理由として随意契約を行う場合もある。ただ、他の業者でも工事できる可能性があるため、一般競争入札を行い、その中で少しでも競争性が働けばよいと考えている。今回の事例でも、高値の落札ではなく、低入札価格調査対象となる調査基準価格以下の金額での落札となった。</p>

【意見交換会】

下記について意見交換を行った。

記

1. 公共工事動向について
2. コリンズ検索システム等について